

令和4年度 三鷹市中小企業等特別給付金 申請要領

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し原油価格や物価高騰が続く中、事業収入等が減少した市内中小企業等の事業継続を支援するために給付金を給付します。

■ 給付対象者 ※次の1～5のすべてに該当することが条件です。

1	下表に当てはまる市内中小企業等（法人又は個人事業主。フリーランスも対象です。）			
		業種 (中小企業基本法 分類)	次のいずれかを満たすこと	
			資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員
	会社又は 個人事業主	製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
		卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下	
小売業		5,000万円以下	50人以下	
会社以外の法人※		-	300人以下	
※ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等、法人税法別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人。				
2	令和3年12月31日以前から市内に事業所を有して事業を行っており、申請日現在も引き続き市内に事業所を有して事業を継続していること			
3	事業収入等※の減少要件を満たすこと			
	※事業収入等：売上（収入）と、 <u>新型コロナウイルスの影響に伴い、国や都、市などから給付された給付金等のうち課税対象となるものを合計したもの。</u> 市内の事業所分だけではなく事業全体で比較します。（参照：P4）			
3	(1) <u>開業日が平成31年1月以前の場合</u> 令和3年1月から同年12月までの事業収入等が平成31年1月から令和元年12月までの事業収入等と比較して <u>10%以上減少</u> していること			
	(2) <u>開業日が平成31年2月以降の場合</u> 令和4年1月から同年6月までの事業収入等の1月当たりの平均額（1円未満の端数金額は切り捨て）に12を乗じて得た額が、令和3年1月から同年12月までの間における事業収入等（開業日が令和3年2月1日以降の場合は、開業日が属する月から同年12月までの事業収入等の1月当たりの平均額（1円未満の端数金額は切り捨て）に12を乗じて得た額）と比較して <u>10%以上減少</u> していること			
4	令和4年7月31日時点で納期が到来している <u>三鷹市税及びその延滞金</u> に滞納がないこと。ただし、未納であっても納税に向けた相談を開始されたと判断できる場合を除く（生活経済課にご相談ください。）※申請者の同意に基づき、市が納付状況を確認します。			
5	次のいずれにも該当しないこと			
	(1) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者			
	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者			
	(3) 三鷹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者			
	(4) その他市長が不相当と認める者			

■ 給付額

1 中小企業等当たり 上限 10万円 ※上記3の方法により算出した減少額

■ 申請方法など

申請期間	令和4年9月1日（木）～令和4年10月31日（月）※必着
申請方法	<p>提出書類一式を、下記送付先まで郵送（簡易書留を推奨）にて送付してください。</p> <p>【送付先】〒181-8555 三鷹市 生活経済課（住所不要）</p> <p>※「三鷹市中小企業等特別給付金 申請書在中」と明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書は生活経済課（三鷹市役所第二庁舎2階）窓口、市政窓口、三鷹商工会で配布するほか、市ホームページから入手できます。 給付の可否について、申請者宛てに通知を送付します。 申請書受領後、書類審査を行い、原則3週間程度で指定口座に振り込みます。



■ 申請書類（個人事業主：平成31年1月以前に開業した方）参照：申請書類作成の手引き（個人事業主向け）P3

1	申請書兼請求書・事業収入等減少確認書	市指定様式
2	<p>「平成31年1月～令和元年12月」と「令和3年1月～令和3年12月」の事業収入等が分かる書類</p> <p>平成31（令和元）年分、令和3年分の右記①～⑤の申告書類</p>	<p>①確定申告書第1表（税務署の収受印付きのもの。電子申告の場合は収受印不要）</p> <p>②【青色申告の場合】所得税青色申告決算書（1～2ページ目）</p> <p>③【白色申告の場合】収支内訳書（1ページ目）</p> <p>④【事業収入等に不動産収入が含まれる場合】不動産業に係る開業届</p> <p>⑤受信メール通知（電子申告の場合のみ）</p>
3	【2-②または③内の「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所の記載がない場合】市内に事業所があることが分かる書類（右記のいずれかの書類を提出）	<p>①営業許可証、パンフレット、ホームページの画面コピーなど</p> <p>②同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」または「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類</p>
4	給付金を振り込む口座の情報が確認できる書類	預金通帳の写し等（金融機関名、口座名義（加）、口座番号が確認できるもの）※通帳の場合は2ページ目

■ 申請書類（個人事業主：平成31年2月以降に開業した方）参照：申請書類作成の手引き（個人事業主向け）P4

1	申請書兼請求書・事業収入等減少確認書	市指定様式
2	<p>「令和3年1月～令和3年12月」の事業収入等が分かる書類</p> <p>令和3年分の右記①～⑤の申告書類</p>	<p>①確定申告書第1表（税務署の収受印付きのもの。電子申告の場合は収受印不要）</p> <p>②【青色申告の場合】所得税青色申告決算書（1～2ページ目）</p> <p>③【白色申告の場合】収支内訳書（1ページ目）</p> <p>④【事業収入等に不動産収入が含まれる場合】不動産業に係る開業届</p> <p>⑤受信メール通知（電子申告の場合のみ）</p>
3	<p>「令和4年1月～6月」の事業収入等が分かる書類</p> <p>令和4年分（1月～6月）の右記①②の書類</p>	<p>①売上台帳、試算表等（氏名の記載、私印の押印があるもの）</p> <p>②令和4年分の事業収入等に算入する給付金等の受給額が分かる書類（交付決定通知書等）</p>
4	【2-②または③内の「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所の記載がない場合】市内に事業所があることが分かる書類（右記のいずれかの書類を提出）	<p>①営業許可証、パンフレット、ホームページの画面コピーなど</p> <p>②同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」または「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類</p>
5	事業開始年月が分かる書類	開業届
6	給付金を振り込む口座の情報が確認できる書類	預金通帳の写し等（金融機関名、口座名義（加）、口座番号が確認できるもの）※通帳の場合は2ページ目

■ **申請書類（法人：平成31年1月以前に開業した法人）** 参照：申請書類作成の手引き（法人向け）P3

1	申請書兼請求書・事業収入等減少確認書	市指定様式
2	<p>「平成31年1月～令和元年12月」と「令和3年1月～令和3年12月」の事業収入等が分かる書類 右記①～⑤の決算書類(事業期間に応じて2～3期分) ※申告時期の都合等により、令和3年（1月～12月）分を含む決算が確定していない場合は、令和3年（12月まで）各月の売上が分かる書類（売上台帳、試算表等 ※法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたもの）、令和3年分の事業収入等に算入する給付金等の受給額が分かる書類（交付決定通知書等）をご提出ください。</p>	<p>①確定申告書別表1（税務署の収受印付きのもの。電子申告の場合は収受印不要） ②損益計算書（会社以外の法人：活動計算書） ③雑益・雑損失等の内訳書（勘定科目内訳明細書 16 ページ目） ④法人事業概況説明書(表紙・月別売上記載ページ) ※法人事業概況説明書を作成していない場合は、平成31（令和元）年分と令和3年分の月別の事業収入等が分かる書類（売上台帳、試算表等 ※法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたもの）を提出。 ⑤受信メール通知（電子申告の場合のみ）</p>
3	<p>【本店登記地と事業所（事業実態のある住所）が異なる場合】市内の事業所所在地が分かる書類（右記のいずれかの書類を提出）</p>	<p>①営業許可証の写し、パンフレット、ホームページの画面コピーなど ②販売費・一般管理費内訳書（決算報告書内） （「水道光熱費」または「地代家賃」に市内事業所における経費が算入されていること）＋その内訳が分かる書類 ③地代家賃等の内訳書(勘定科目内訳明細書 15 ページ目 三鷹市内の住所が記載されており、かつ「借地（借家）物件の用途」欄に、当該住所が事業を行う場所であることが分かる記載があること(店舗・事務所等)。</p>
4	給付金を振り込む口座の情報が確認できる書類	預金通帳の写し等（金融機関名、口座名義（加）、口座番号が確認できるもの）※通帳の場合は2ページ目

■ **申請書類（法人：平成31年2月以降に開業した法人）** 参照：申請書類作成の手引き（法人向け）P4

1	申請書兼請求書・事業収入等減少確認書	市指定様式
2	<p>「令和3年1月～令和3年12月」の事業収入等が分かる書類 右記①～⑤の決算書類(事業期間に応じて1～2期分) ※法人設立後、1事業年度を経過していない場合や申告時期の都合等により、令和3年（1月～12月）分を含む決算が確定していない場合は、令和3年の月別の事業収入等が分かる書類（売上台帳、試算表等 ※法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたもの）、令和3年分の事業収入等に算入する給付金等の受給額が分かる書類（交付決定通知書等）を提出。</p>	<p>①確定申告書別表1（税務署の収受印付きのもの。電子申告の場合は収受印不要） ②損益計算書（会社以外の法人：活動計算書） ③雑益・雑損失等の内訳書（勘定科目内訳明細書 16 ページ目） ④法人事業概況説明書(表紙・月別売上記載ページ) ※法人事業概況説明書を作成していない場合は、令和3年分の月別の事業収入等が分かる書類（売上台帳、試算表等 ※法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたもの）を提出。 ⑤受信メール通知（電子申告の場合のみ）</p>
3	<p>「令和4年1月～6月」の事業収入等が分かる書類 令和4年分（1月～6月）の右記①②の書類</p>	<p>①売上台帳、試算表等(法人名及び代表者名の記載、代表者印の押印がされたもの) ②令和4年分の事業収入等に算入する給付金等の受給額が分かる書類（交付決定通知書等）</p>
4	事業開始年月が分かる書類	履歴事項全部証明書（写し可 発行後3か月以内）
5	【本店登記地と事業所（事業実態のある住所）が異なる場合】市内の事業所所在地が分かる書類	「申請書類(法人:平成31年1月以前に開業した法人)」の3を参照。
6	給付金を振り込む口座の情報が確認できる書類	預金通帳の写し等（金融機関名、口座名義（加）、口座番号が確認できるもの）※通帳の場合は2ページ目

留意点

①事業所の考え方について

本給付金は、市内に事業所を有して事業を行っていることが給付条件となります（法人の本店登記地（市内/市外）や個人事業主の居住地（市内/市外）は問いません。）。

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則次の要件を備えているものをいいます。

- 1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- 2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

【例】店舗、工場、事務所、営業所など（社宅や社員駐車場、自社倉庫等は除外）

※フリーランス等で、店舗、事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。

※不動産賃貸業について、対象物件の所在地（市内/市外）は問いません。

●判断基準（○：給付対象、×：給付対象外）

- ・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×
- ・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×

②事業収入等に算入する給付金（例）

新型コロナウイルスの影響に伴い、国、都及び三鷹市等から事業に関連して給付された課税対象となる給付金等

令和3年中に入金されたもの。（平成31年2月以降に開業した方は、令和4年1月～6月に入金されたものも算入の対象になります。）

例：事業復活支援金（国）、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（国）、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（都）、中小企業等特別給付金（市）、飲食事業者の業態転換支援助成金（都）、テレワーク促進助成金（都）、コロナに負けない環境づくり補助金（市）など

⇒従業員の雇用維持等を趣旨とした助成金等（（国）雇用調整助成金、（国）産業雇用安定助成金、（国）小学校休業等対応助成金、（国）両立支援等助成金（育児休業等支援コース〈新型コロナウイルス感染対応特例〉等）は、算入対象外です。

③その他の注意点

- ・申請は1事業者につき1回です。
- ・虚偽の申告や誓約内容違反等の場合、給付金を返還していただく場合があります。
- ・手書きする際は、ボールペン等消えないものでご記入をお願いします。（鉛筆や消せるボールペンは不可。）
- ・申請書兼請求書の金額欄記入欄は訂正ができません。間違えた場合は、新しい用紙に書き直しをお願いします。なお、その他の部分を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いたうえで正しい文字を記入し、訂正印（法人：代表者印・個人事業主：私印 ※シャチハタ等不可）を押印してください。（修正液・修正テープ等による訂正はできません。）
- ・申請内容に不備等があった場合は、電話にて連絡し内容等の確認を行います。
- ・提出された書類だけで審査が困難な場合は、追加で書類の提出を求められることがあるほか、現地調査等を行う場合があります。

【注意】給付金の不正受給について 次の行為は不正受給に該当し、罰せられることがあります。

- ・売上額や事業収入等に加算すべき雑収入等を偽って申請すること
- ・市内で事業の実態がないにもかかわらず偽って申請すること
- ・確定申告書や売上台帳等を偽造して申請すること

【お問い合わせ先（電話・電子メール）】

三鷹市生活環境部生活経済課商工労政係
三鷹市中小企業等特別給付金担当
☎0422-24-6241（直通）
（平日8:30～17:00※12時～13時を除く。）
E-Mail：keizai@city.mitaka.lg.jp

【窓口でのご相談をご希望の方】

- ・三鷹市役所 第二庁舎2階 生活経済課窓口（三鷹市野崎1-1-1）
※平日8:30～17:00（12時～13時を除く。）
混雑状況によりお待ちいただくことがあります。ご了承ください。
- ・事業者向け経営相談窓口（三鷹商工会内に設置 三鷹市下連雀3-37-15）
※事前予約制 ☎0422-29-8630
週3日（月・水・金）10:00～16:00（12時～13時を除く。）